

市川市自治会等を応援する条例

私たちのまち市川は、首都東京に隣接する住宅都市として、また、多くの文化人を輩出し、文化施設や教育施設が充実する文教都市として、発展してきた。

その中で、自治会等は、地域社会における中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに、市政運営に欠かせない大切なパートナーとして、地域の課題に対し、市と協働して取り組み、市の発展に大きく寄与してきた。

しかし、自治会への加入割合が減少傾向となっているほか、自治会活動の担い手が不足していることから、このままでは、遠くない将来、自治会が主体的に実施しているお祭りや視察研修等の地域コミュニティ活動、日頃の防犯パトロールや特殊詐欺の周知等の防犯活動、災害発生時の避難の呼び掛けや防災拠点運営の協力等の防災活動など、地域にとって欠かせない様々な分野の活動に支障が生じることが懸念される。

一方、地震、豪雨、台風等の大規模災害が避けられない我が国では、人と人とのつながりや共助の重要性が再認識されている。本市においても、今後、大規模災害の発生が想定される中、自治会を中心とするお互いの顔が見える関係づくりが重要となる。

そこで、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進し、自治会等、市その他関係者の連携を図ることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成するため、ここに自治会等を応援するこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念並びに市民、自治会等、市、事業者、住宅関連事業者及びその他関係団体の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって、市長が認めるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会及び自治会により構成される市内に存する団体であって市長が認めるものをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合を含む。第8条第1項において「建築等」という。）を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 自治会等への応援は、次に掲げる事項に留意することを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- (2) 自治会等の地域社会における役割の重要性を理解すること。
- (3) 自治会等の地域活動が持続的かつ活動的に運営されるようにすること。

(4) 自治会等の自立性及び地域性を尊重すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、第1条の目的を達成するため、地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努めるものとする。

2 自治会等は、市民に対し、自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するよう努めるものとする。

3 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

4 自治会等は、その地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

5 自治会等は、その区域内において安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動を行う団体との連携を図るよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、並びに市民が自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、自治会等に関する理解の促進に資するため、広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、講習会、研修会等を開催し、市民の自治会活動に関する知識の向上を図ることにより、自治会等の将来を担う人材の育成に努めなければならない。

5 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動に積極的に協力することにより、自治会等の地域活動の活性化に資するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、当該従業員が市内における自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該建築等に係る住宅に入居しようとする者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(その他関係団体の役割)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、自治会等が活動を行う地域に存する団体は、当該自治会等が行う第1条の目的を達成するための活動に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。